

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
28	ウイルス肝炎の患者に係る医療費の給付に関する事務 基礎項評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

長野県は、「ウイルス肝炎の患者に係る医療費の給付に関する事務」における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態の発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

長野県知事

公表日

令和7年10月21日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	ウイルス肝炎の患者に係る医療費の給付に関する事務
②事務の概要	ウイルス肝炎医療費給付実施要綱(平成25年12月13日付け25健長第854号健康福祉部長通知)に基づき、ウイルス肝炎の患者に係る医療費の給付に係る事務を行う。
③システムの名称	中間サーバー、団体内統合利用番号連携サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム県サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
ウイルス肝炎医療費受給者台帳	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第2項 ・個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例 第2条 別表第1の項番9
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第9号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	長野県健康福祉部疾病・感染症対策課
②所属長の役職名	疾病・感染症対策課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下692-2 長野県庁西庁舎1階 長野県行政情報センター TEL:026-235-7060(直通) FAX:026-235-7370 上記の他、県内10か所の地域振興局行政情報コーナー https://www.pref.nagano.lg.jp/kokai/kensei/tokei/ihokokai/teikyo/ihoho-center/center.html
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下692-2 長野県庁4階 長野県健康福祉部疾病・感染症対策課 TEL:026-235-7148(直通)
9. 規則第9条第2項の適用	
適用した理由	[]適用した

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年3月31日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年3月31日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢>	1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	------------------------------------	---

8. 人手を介在させる作業

[人手を介在させる作業はない]

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------	------------------------------------	---

判断の根拠

住基ネット照会を行う際には、マイナンバー及び氏名・生年月日・住所・性別の4情報による照会を行うことを厳守している。また、人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し、例えば次のような対策を講じている。
・人為的ミスを防止する対策を盛り込んだ事務処理手順をマニュアル化し、事務取扱担当者間で共有する。
・複数人で患者情報の管理台帳と住基照会結果の内容を突合する。
・特定個人情報を受け渡す際は、専用のUSBメモリを使用し、事前にパスワードにより保護したファイルを保存するとともに、これらの対策を確実に実施したことの確認を複数人で行う。
・マイナンバー入りの書類を郵送等する際は、宛先に間違いがないか、関係のない者の特定個人情報が含まれていないかなど、ダブルチェックを行う。
・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。
・不要文書を廃棄する際は、特定個人情報が記録された書類等が混入していないか、複数人による確認を行ったことを確認する。
これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

9. 監査

実施の有無	[<input checked="" type="radio"/> 自己点検]	[<input type="radio"/> 内部監査]	[<input type="checkbox"/> 外部監査]
-------	---	--------------------------------	-----------------------------------

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[<input type="checkbox"/> 十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	---------------------------------------	---

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[]全項目評価又は重点項目評価を実施する

<p>最も優先度が高いと考えられる対策</p>	<p>[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策]</p> <p>＜選択肢＞</p> <ol style="list-style-type: none"> 目的外の入手が行われるリスクへの対策 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 従業者に対する教育・啓発
<p>当該対策は十分か【再掲】</p>	<p>[十分である]</p> <p>＜選択肢＞</p> <ol style="list-style-type: none"> 特に力を入れている 十分である 課題が残されている
<p>判断の根拠</p>	<p>・情報提供ネットワークシステムの入った専用パソコン内で患者情報の管理台帳を管理し、他電子端末や他ネットワークに接続できないようにする。 ・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・USBメモリは、事前に許可を得た媒体のみ使用可能となるよう業務端末上制御を行う。また、使用する場合は、暗号化、パスワードによる保護等を行うルールを周知徹底する。 ・不要文書を廃棄する際は、特定個人情報が記録された書類等が混入していないか、複数人による確認を行ったことを確認する。 これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。</p>

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年10月21日	I-5①部署	長野県健康福祉部感染症対策課	長野県健康福祉部疾病・感染症対策課	事後	課名変更に伴う形式的な記載の変更であるため、重要な変更に該当しない。
令和7年10月21日	I-5-②所属長の役職名	感染症対策課長	疾病・感染症対策課長	事後	課名変更に伴う形式的な記載の変更であるため、重要な変更に該当しない。
令和7年10月21日	I-8連絡先	長野県健康福祉部感染症対策課	長野県健康福祉部疾病・感染症対策課	事後	課名変更に伴う形式的な記載の変更であるため、重要な変更に該当しない。
令和7年10月21日	II-1・2いつ時点の計数か	令和6年3月31日時点	令和7年3月31日時点	事後	評価書の見直しに合わせた計数の日の変更であり、しきい値判断にも変更はないため、重要な変更に該当しない。